

立生涯教育センター内に設置された施設であり、下記の業務を行なっている。

なお、視聴覚ライブラリーは生涯教育センターの職員を併任発令して運営されている。

- 1 教材教具の作成、収集、管理及び貸出に関すること。
- 2 教材教具の利用について指導及び助言に関すること。
- 3 その他視聴覚教育の振興に関すること。

② 課題と対応

生涯教育センターの主要な業務は、施設の利用に関する事業と主催事業（研修事業、学習機会提供事業、学習情報収集・提供事業他）に大別される。

施設の利用では、平成17年度の利用延べ人数47,693人（1. 施設の概要(9)(10)参照）であり、企業等の社員研修や会議の場所としても利用促進したこともあり、各年度の利用人数は多少の変動はあるものの平成13年度以降増加傾向にある。

主催事業のうち、生涯学習・社会教育指導者の育成研修事業では、生涯学習を支援し、様々な分野において指導・助言を行なう人材の確保や資質の向上を図るため、社会教育関係職員、学校教育関係職員、社会教育関係団体等を対象とした体系的な研修が求められていることから、管課や教育事務所から一部の研修事業を移管し、体系を整備したうえで合計15種23本の研修を実施している。

学習機会提供に関する事業では、県民の多様化・高度化する学習ニーズに 대응とともに、学習成果が地域社会に還元できるような学習機会の充実に努めるため、県が直営する「おおいた県民アカデミア大学」主催講座を開講している。

「おおいた県民アカデミア大学」では、ふるさと学講座として地域学12講座、現代学8講座、県民自主企画講座として15講座、地域づくり人材講座として1講座を開講するほか、インターネットを活用して自宅で多様な学習の機会を提供するインターネット講座を5講座開講するとともに、県民に対しより多くの学習機会の提供と、その学習履歴を評価し、県下共通の一元的な単位を認定するため、市町村、企業、大学等が開催する講座等を「連携講座」として位置づけ、拡大を図っている。

学習情報の収集・提供に関する事業では、平成17年度に導入したCMS（コンテンツマネジメントシステム）を活用し、県内外の学習情報の収集・整理に努めるとともに、学習Webサイト「まなびの広場おおいた」等による学習情報の提供等の事業を積極的に展開している。

③ 県の長期計画との関連

県の長期計画「大分県長期総合計画（平成17年11月）」「新大分県総合教育

計画（平成18年6月）」では、「県民の生涯学習を支えるための基盤の整備」を目的に「生涯学習に関する広報啓発活動の推進と多様な学習情報を提供する生涯学習情報提供システムの整備充実を図る」という基本方向と「県、市町村、大学、企業、NPO、民間教育事業者などが提供するさまざまな生涯学習に関する情報を生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」に集積し、リアルタイムで県民に提供する」という主な取り組みが示され、その指標として「まなびの広場おおいた」へのデータ登録件数を9,000件から11,700件、アクセス件数を21万1千件から25万9千件とすること、おおいた県民アカデミア大学連携講座数を400講座から600講座とすることが目標設定（平成22年度）されている。

(2) 施設の事業計画と評価

① 生涯教育センターの中長期計画

生涯教育センターは、上記の基本方針、課題とその対応、県の長期計画を踏まえて、施設整備、組織体制の整備、関連機関との連携等も含めた総合的な中長期計画（5年計画）を作成し、中長期的な観点から課題に取り組んでいる。

今後、中長期計画を基礎に年度計画を作成し、着実に実行していくことが求められるが、中期計画の達成目標についても、できる限り数値目標も含めて具体的に示す必要がある。

② 評価指標の設定

生涯教育センターが施設の設置目的や県の基本政策に沿った専門的な機能を十分に発揮していることを示すためには、施設の成果をより適切に示す評価システムを整備する必要があり、数値で示すことができる部分については、できる限り、評価指標を設定することが求められる。また、数値で直接測れない事業や数値評価に適さない事業については、事業成果についての内容の検討等が必要となる。

施設の利用に関する事業については、収入・利用者数・利用団体数ともに前年度の数値を目標数値に設定しており、企業等の社員研修や会議の場所としても利用促進したこともあり、目標は達成されているが、施設の利用状況だけで施設全体（施設が実施する専門的な事業と施設の利活用の両面）を評価することは難しい。施設の設置目的に合致した利用がなされているかについて内容を分析することや、利用者の満足度等の質の面での目標もあわせて設定する必要がある。

また、現在、部屋ごとの利用率は調査されていないが、今後、利用率の調査を行い、利用拡大の余地がどれだけあるのかを分析するとともに、利用率の低い部屋については、目標を定めて改善を行なう必要がある。

主催事業（指導者の研修事業、学習機会提供事業、学習情報収集提供事業他）に

についても、できるかぎり評価指標（目標）を設定し、中長期事業計画にあわせて評価指標を体系的に整理する必要がある。

例えば、学習機会提供事業の最終的な目的は、学習成果が地域社会に還元できるような生涯教育の達成にあるので、「おおいた県民アカデミア大学」の「開催数」「受講者数」といった活動指標だけでなく、施設の設定目的である「学習成果が地域社会の発展やボランティア活動等に生かせるよう支援し、豊かな生涯学習社会の形成をめざす」に直接関連する指標として、アカデミアの会（前事業である「大分県ニューライフアカデミア」の受講経験者等も合せて組織される地域活動組織）の参加者数やボランティアとしての活動実績、受講者による成果の社会還元事例、アンケート調査による受講者の成果還元への実績・意欲等、当事業の成果が社会に還元されていることについて客観的な成果指標と目標設定が必要である。

また、「おおいた県民アカデミア大学」は先導的モデル事業として市町村に同様の事業を提案していくことも重要な事業目的であるため、当事業をモデルとした市町村の事業実施数について、成果指標と目標設定が必要である。

学習情報収集提供事業については、データ登録件数やアクセス件数といった活動指標だけでなく、閲覧者が必要な情報を得ることができているかについて、利用者や専門家から評価を受ける仕組みも必要である。

③ 評価方法と改善への取り組み

生涯教育センターでは、施設の利用者に対して、「施設の利用に満足しているか」等の総合的な評価を含むアンケート調査を過去に実施し、満足度を統計的に把握しているが、改善状況を把握するためには、同様のアンケートを定期的に実施する必要がある。

個別事業については、満足度（「学習の目的を達成できたか、学習成果を社会に還元したいと思うか等」）を含む総合的なアンケート調査が行われ、結果を集約することで、次回以降の改善に役立てられている。

また、アンケートの個別事項の結果や要望事項について集約し、対応可能な事項については迅速に対応しているが、対応できなかったことを含めて、対応状況を記録し、職員の交代があっても情報が引き継がれるようにしておく必要がある。

(3) 今後の事業のあり方の検討

生涯教育センターは、施設の基本方針にしたがって、「豊かな生涯学習社会の形成」に貢献してきたが、行政をとりまく環境が大きく変化するなかで、現在の事業を前提とした評価と改善を行うと同時に、今後の事業のあり方をゼロベースから検討することも必要となる。

今後の事業のあり方の検討では、「事業内容等」「事業の実施方法」の両面から検討する必要がある。

「事業内容等の検討」では、環境の変化を踏まえて、県が実施する必要性を再度検討し、相対的に必要性が低下したと考えられる事業については、事業の廃止や内容の変更を行うことで、新しいニーズに対応した事業へと移行していくことが求められる。

「事業の実施方法の検討」では、県が実施する必要がある事業であっても、事業の企画から実施までの全ての業務を県が担うのではなく、民間へのアウトソーシングや市町村との連携を図る等、事業の中核部分を除く業務の一部分を他に委ねることで、事業を効率的に実施していくことや事業の裾野を広げていく方法を検討する必要がある。また、必ずしも正規職員が担当する必要がない業務は、臨時職員、嘱託職員等を活用していくことで、業務の効率化を図ることも必要である。

■ 大分県立生涯教育センター

① 施設の利用に関する事業

施設の利用に関する事業は、大分県の生涯学習の中核施設としての機能が十分に発揮され、施設の活性化、利用促進が十分に図られるのであれば、県が当事業を実施する意義が認められる。

研修事業、学習機会提供事業等に関連する施設利用については中核施設としての機能が認められるが、一般の施設利用についても利用率や利用目的等の分析を実施し、このような機能が十分に発揮されているかについて評価していく必要がある。

事業の実施方法については、他の自治体では、生涯学習施設としての要件を明確にしたうえで、全面的に民間等へアウトソーシングする指定管理者制度の導入事例もみられることから、多様な実施方法が可能性として考えられる状況となっている。

生涯教育センターの中核事業は研修事業、学習機会提供事業等であり、一般の施設の利用に関する事業を県が直接実施していく場合、現在の人員では、よりきめ細かな利用者サービスや施設活性化を行うことは難しいと思われる。

また、生涯教育センターは、別府市が管理運営する「別府市労働者福祉センター」と同一の敷地内にあり（２つの施設を総称して「ニューライフプラザ」と呼ぶ）、建物の一部もつながっていることから、清掃等の施設の管理業務は、別府市から応分の負担を得て生涯教育センターが一括して行っている。

このような状況を考えると、施設全体の利用促進・活性化をより図る方法として、中核事業（研修事業・学習機会提供事業等）を除く、施設の一般利用に関する

事業を企画段階から全面的にアウトソーシングすることが考えられ、例えば、施設の維持管理も含めてニューライブラザを一体とした指定管理者制度を導入することや利用者への対応、施設の利用促進・活性化を生徒学習に関連する団体等に全面的に委ねることも具体的に検討する必要がある。

② 研修事業・調査研究事業

研修事業は、主に社会教育関係職員、学校教育関係職員、社会教育関係団体等を対象とするものであり、所管課や教育事務所から移管された事業も含めて、県の政策に関連する体系化された事業であることから、県が直接実施する必要がある。

調査研究事業も県の政策に関連する基礎的な資料を作成するものであることから、同様に県が直接実施する必要がある。

③ 学習機会提供事業

学習機会の提供は、民間や大学等、様々な機関でも行われており、当事業の効果が受講者個人に止まるのであれば県の事業として実施する意義は小さく、当事業によって、事業目的である「学習成果が地域社会の発展やボランティア活動等に活かされる」が達成されていることについて、より客観的な検証が求められる。

現在は、「おおいた県民アカデミア大学」受講生に対するアンケート結果*や受講生による社会還元実績*、当事業をモデルとした市町村等の事業実施状況*等から、県が当事業を実施することの意義が認められるが、今後も、県が当事業を実施していくには、県直営の社会教育施設としての役割を明確にした事業内容と成果が求められる。

*例えば、平成18年度「おおいた県民アカデミア大学」受講生の67%が学習成果の還元意欲を持っている（既に還元している12% 還元していないと考えている55%）。

受講生が学習成果をボランティア活動に活用している、受講生が学習経験を活かして「おおいた県民アカデミア大学」の講師として登用されている等の社会還元事例が多数みられる。

平成18年度「おおいた県民アカデミア大学」をモデル事業として市町村主催の地域をテーマとした学習講座が3講座開催されている。

事業の実施方法については、施設の利用に関する事業と同様に、全面的なアウトソーシングを含む多様な実施方法が可能性として考えられる。現在は上記の事業成果が認められること、市町村やアカデミアの会等との連携によって学習成果を活用した地域活動の裾野が広がっていること、社会教育の成果が学校教育の現場に活かされる学社連携が十分に図られていること等から、県が直接実施する意義が認めら

れるが、今後も、県が当事業を直接実施していくには、アカデミアの会、受講生、市町村、学校教育との連携によって当事業をより効果的、効率的に実施していくことが求められる。

④ 学習情報の収集提供に関する事業

生涯学習の推進において、ICT（情報通信技術）を活用することの意義は十分に理解できるものの、現在、「まなびの広場おおいた」の検索システムで提供される学習情報は全県的な情報を網羅しておらず、情報もタイムリーではないため、当事業の事業目的である「全県的な学習情報の提供システムの構築」が達成されないとは言い難い。

当事業の今後のあり方を検討するには、「全県的な学習情報の提供システムの構築」という事業目的を達成するための要件を明確にする必要がある。県、市町村、民間、大学、公益法人、NPO等が主催する幅広い講座について、網羅性の水準をどのレベルに設定するのか、利用者の求める利便性の水準（検索機能）をどのレベルに置くのか、情報の適時性を確保するための運用体制をどのようにして確保するのかについて、予算・人員の制約も含めて、十分に検討する必要がある。いったん学習情報検索システムを停止し、運用に必要な体制を確保したうえで、ホームページを刷新して再開することも検討する必要がある。

事業の実施方法については、現在、情報システムにも精通した専門職員（社会教育主事）が、当事業の企画・運用から、教育庁の他施設を含む様々な事業に関する情報化提案、連絡調整、開発、運用・管理まで幅広く担当している。

情報システムに精通した社会教育主事を人材として育成することは、今後の事業展開において意義あることであり、また、これまでアウトソーシングしていた各施設等のホームページ作成業務を内製化することで、委託費削減を図ったことは評価される。

しかし、県職員が担当する業務範囲がデータベースの登録・更新やサーバ・ネットワークの管理・運用にまで及ぶことで、中核的な業務である企画・提案業務に支障をきたす事が懸念される。また、現在、生涯教育センターに設置されている13台のサーバ・ネットワークの管理について、更にシステムが増加し続けると、現在の担当者が異動した後の管理の継続、セキュリティ、障害対応も問題となってくる。

情報システムに関する業務を内製化していくことはひとつの方法ではあるが、情報システムへの依存度に対して必要な人材が不足するとシステムリスクが高まることも懸念されるので、今後の人材育成も含め、継続可能な事業の実施方法を中長期

的な観点から検討する必要がある。
また、データベースの管理・運用では、連絡・調整、データの登録・更新について、臨時・嘱託職員を活用する等、県の専門職員が直接担当する業務範囲についても再検討する必要がある。

事業のあり方検討結果

	事業内容等の検討	事業の実施方法の検討
施設の利用に関する事業	研修事業、学習機会提供事業等に関連する施設利用については県の生涯教育の中核施設としての機能が認められるが、一般の施設利用についても利用率や利用目的等の分析を実施し、このような機能が十分に発揮されているかについて評価していく必要がある。	施設全体の利用促進・活性化をより図る方法として、中核事業（研修事業・学習機会提供事業等）を除く、施設の一般利用に関する事業を企画段階から全面的にアウトソーシングすることが考えられる。
研修事業 調査研究事業	県の政策に関連する体系化された事業であること等から、県が直接実施する必要がある。	－
学習機会提供事業	当事業の事業目的である「学習成果が地域社会の発展やボランティア活動等に活かされる」が達成されていることについて、より客観的な検証が求められるが、現在は受講生に対するアンケート結果や実績の状況等から、県が当事業を実施することの意義が認められる。 今後、県が当事業を実施していくには、県直営の社会教育施設としての役割を明確にした事業内容と成果が求められる。	現在は事業成果が認められること、市町村等との連携によって学習成果を活用した地域活動の裾野が広がっていること、学社連携が十分に図られていること等から、県が直接実施する意義が認められる。 今後、県が当事業を直接実施していくには、市町村等との連携によって当事業をより効果的、効率的に実施していくことが求められる。
学習情報の収集 提供に関する事業	生涯学習の推進において、ICT（情報通信技術）を活用することの意義は理解できるものの、現在提供される学習情報は当事業の事業目的「全県的な学	情報システムに精通した社会教育主事人材として育成することは、今後の事業展開において意義あることであり、情報システムに関する業務を内製化し

習情報の提供システムの構築」を達成しているとは言い難い。事業目的を達成するための要件を明確にし、運用に必要な体制を確保したうえで、ホームページを刷新することも検討する必要がある。	ていくことはひとつの方法ではあるが、情報システムへの依存度に対して必要な人材が不足するとシステムリスクが高まることも懸念されるので、今後の人材育成も含め、継続可能な事業の実施方法を中長期的な観点から検討する必要がある。
---	---

■ 大分県視聴覚ライブラリー 視聴覚ライブラリーは、生涯教育センターの職員を併任発令して運営されているが、利用者数は、減少傾向にある（1. 施設の概要(1)(2)参照）。これは、平成12年度に導入したパソコンが次第に最新機種との比較で、使い勝手が悪いものになったこと等の理由によるものである。 視聴覚ライブラリーの教材（ソフト）・教具（機器）ともに最新のものではなく、8ミリ16ミリの映画・映写機はむしろ保存すべきものも含まれていること、現在では最新の教材・教具を各団体で所有することも多くなっていること等を考えると、昭和39年に「視聴覚教育の振興を図る」目的で設置された視聴覚ライブラリーは、当初の役割を終えたと思われる。 したがって、大分県視聴覚ライブラリーを廃止し、教材・教具を生涯教育センターに移管したうえで、その保存と活用等について、新たな事業方針を作成することが適当である。 事業の実施方法については、施設の利用に関する事業と同様に、全面的なアウトソーシングを含む多様な実施方法が可能性和して考えられる。現在は、生涯教育センターの各事業との連携による事業成果が認められること等から、県が直接実施する意義が認められるが、今後、県が当事業を直接実施していくには、各事業の連携によって当事業をより効果的に実施する必要がある、評価指標による評価や事業成果について内容の検討等が求められる。 事業のあり方検討結果		
	事業内容等の検討	事業の実施方法の検討
視聴覚ライブラリーに関する事業	「視聴覚教育の振興を図る」目的で設置された視聴覚ライブラリーは、当初の役割を終えたと思われることから、大分県視聴覚ライブラリーを廃止し、教	現在は生涯教育センターの各事業との連携による事業成果が認められること等から、県が直接実施する意義が認められる。今後、県が当事業を直接実

	材・教具を生涯教育センターに移管したうえで、その保存と活用等について、新たな事業方針を作成することが適当である。	施していくには、各事業の連携によって当事業をより効果的に実施する必要があり、評価指標による評価や事業成果について内容の検討等が求められる。
--	--	---

第15 大分県立先哲史料館個別報告書

1. 施設の概要

(1) 施設所管課

教育庁 文化課

(2) 所在地

大分市大字駄原587番地の1

(3) 沿革

昭和63年10月 教育庁文化課で大分県先哲叢書編さん事業計画の検討

平成 2年 4月 文化課内に先哲叢書編さん班設置

平成 6年12月 文化課から移転

平成 7年 2月 開館

平成 8年 1月 博物館相当施設となる

(4) 設置目的、根拠条例等

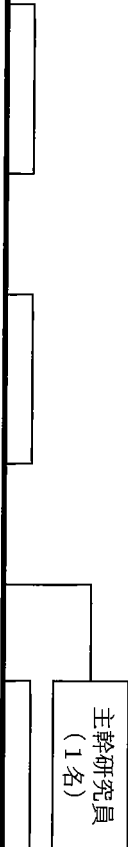
大分県立先哲史料館の設置及び管理に関する条例（平成六年大分県条例第三十五号）

(5) 主要な施設

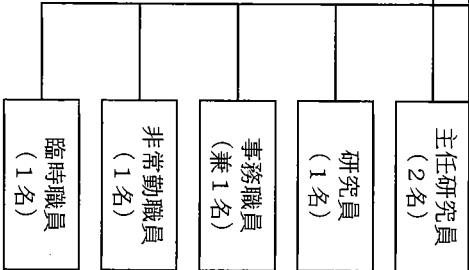
施設	構造	延べ面積	工事費	取得年度
図書館 大分県立図書館 (公文書館・先哲史料館を含む)	鉄骨鉄筋 コンクリート造 地下1階、地上6階	23,002.22㎡	13,653,031千円	平成6年度

※大分県立図書館、大分県公文書館、大分県立先哲史料館を総称して「豊の国情報ライブラリー」と呼ぶ。

(6) 組織図（平成18年4月1日現在）



平成十九年四月二十七日



※大分県立図書館の館長が、先哲史料館、公文書館の館長を兼任、併任している。

(7) 人員の推移状況

区 分		平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
吏員	事 務	2	2	2	2	2
	専 門	6	6	6	6	5
技 師		0	0	0	0	0
そ の 他		2	2	2	2	2
合 計		10	10	10	10	9

注：その他は、臨時職員、嘱託職員

(8) 財務の状況

歳 入	平成13年度 A	平成14年度	平成15年度	平成16年度 B	平成17年度 C	対前期 比較 C-B	対13年度 比較 C-A

大分県報号外（強要公表）

使用料	—	—	—	—	—	—	—
手数料	—	—	—	—	—	—	—
受託事業収入	—	—	—	—	—	—	—
財産運用収入	—	—	—	—	—	—	—
財産売却収入	6,275	2,305	5,524	3,057	984	△2,073	△5,291
雑入	7,929	5,312	5,673	3,341	1,989	△1,352	△5,940
合計	14,204	7,617	11,197	6,398	2,973	△3,425	△11,231

歳 出

報酬	71	77	97	84	84	—	13
共済費	3	4	2	4	2	△2	△1
災害補償費	—	—	—	—	—	—	—
賃金	586	609	329	528	310	△218	△276
報償費	2,182	2,894	2,297	1,407	757	△650	△1,425
旅費	2,988	3,041	3,220	2,536	2,401	△135	△587
交際費	—	—	—	—	—	—	—
需要費	14,605	21,034	12,463	9,978	12,218	2,240	△2,387
役員費	885	1,138	1,105	1,184	683	△501	△202
委託料	4,128	2,971	3,904	2,898	3,376	478	△752
使用料及び賃借料	—	—	—	—	147	147	147
工事請負費	—	—	—	—	—	—	—
原材料費	—	—	—	—	—	—	—

備品購入費	12,797	3,452	6,595	3,700	4,020	320	△8,777
負担金補助及び交付金	1,466	1,466	1,466	1,328	1,328	—	△138
扶助費	—	—	—	—	—	—	—
償還金利子及び割引料	—	—	—	—	—	—	—
補償補填及び賠償金	—	—	—	—	—	—	—
公課費	—	—	—	—	—	—	—
合計	39,711	36,686	31,478	23,647	25,326	1,679	△14,385

歳出超過（△＝歳出超過）

当期歳出超過	△25,507	△29,069	△20,281	△17,249	△22,353	△5,104	3,154
--------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	-------

県庁負担人件費

人件費	98,106	61,416	59,371	58,212	90,598	32,386	△7,508
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

実質的歳出超過（△＝歳出超過）

当期実質的歳出超過	△123,613	△90,485	△79,652	△75,461	△112,951	△37,490	10,662
-----------	----------	---------	---------	---------	----------	---------	--------

■人件費比率	71.7%	63.3%	65.8%	71.9%	78.5%		
■歳入歳出比率	35.8%	20.8%	35.6%	27.1%	11.7%		

(注) ここでの人件費比率とは、県庁負担人件費まで含めた歳出中における人件費の割合をさす。また、歳入歳出比率とは、各施設が自らの歳出をどれほど歳入で賄っているかをあらわす。算式については、第2 直営施設の概要参照。

(9) 施設の利用状況等

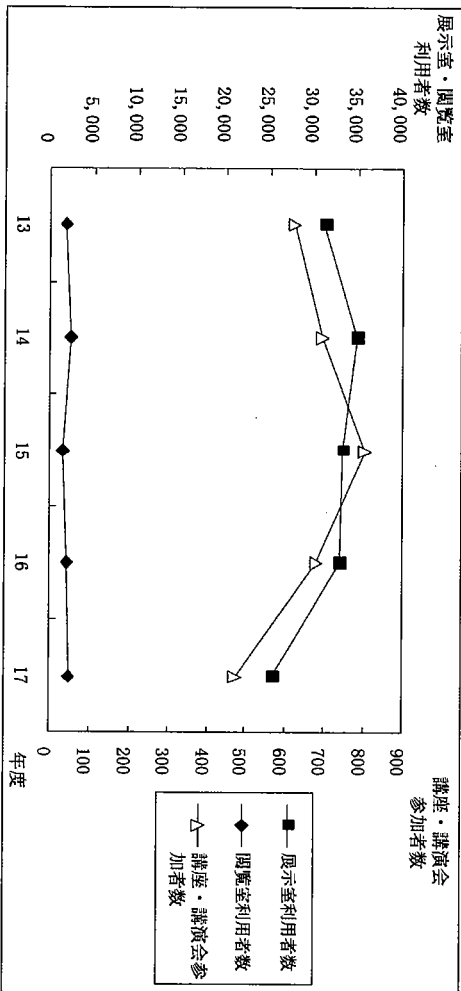
(単位：人)

--	--	--	--	--	--	--	--

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
展示室	31,089	34,903	33,140	32,943	25,188
閲覧室	1,866	2,389	1,389	1,946	2,083
講座・講演会	622	697	804	678	476
合計	33,577	37,989	35,333	35,567	27,747

(10) グラフ

① 施設の利用状況の推移状況



2. 監査の結果

大分県立先哲史料館の財務事務は以下の指摘事項については改善の必要があるが、総合的には関係諸法令等に基づき、概ね適正に、かつ、合理的に執行されていると認められる。

(1) 収入事務

① 物品売払収入

物品売払収入について、調定決議書と歳入決算調書の金額は一致した。また、調定決議書の繰りから抽出したサンプルについても、収入計算に誤り・漏れはなかった。

(2) 契約事務及び支出事務

① 契約事務

監査対象となる契約は下記のとおりである。

契約内容	予定価格	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
物件の売り払い (大分県契約事務規則 第33条第4号)	50万円 超	—	—	1件

※用度管財課において契約事務が行われているものについては除く

A. 随意契約

a. 大分県先哲叢書の売買契約

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	入札参加者 (者)
15年度	大分県先哲叢書刊行協力会	5,524	5,524	1
16年度	大分県先哲叢書刊行協力会	3,057	3,057	1
17年度	大分県先哲叢書刊行協力会	984	984	1

【単独随意契約の理由】

大分県先哲叢書刊行協力会は、大分県教育委員会が編纂・刊行する大分県先哲叢書を普及販売するために設立された団体であり、契約の目的が競争入札に適さないため、大分県先哲叢書刊行協力会との1者随意契約としている。

大分県先哲叢書の売買契約について、起案票、伺い、売却単価計算書、契約書により契約事務を検討した結果、契約事務は契約事務規則等に準拠して行われていた。

② 支出事務

A. 人件費

平成17年12月支出分の賃金について支出負担行為決議書、支払命令書、就労調書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

B. 需用費 平成17年度に支出した10万円以上のその他需用費について支出負担行為決議書、支払命令書、請求書、見積書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。 C. 旅費 平成17年度に支出した10万円以上の旅費について、旅行命令簿、復命書により検討した結果、書類の不備及び不整合はなかった。 D. 委託料 平成17年度に支出した10万円以上の委託料について支出負担行為決議書、支出命令書、請求書、見積書、契約書、委託業務完了報告書、検査調書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。 E. 備品購入費 平成17年度に支出した10万円以上の委託料について支出負担行為決議書、支出命令書、請求書、見積書、契約書、検査調書、評定書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。 (3) 財産管理 ① 土地 先哲史料館が管理する土地はなかった。 ② 備品 備品に関して、任意に抽出した5件について現物と物品台帳は一致した。また、現品のラベリングの状況に関して、備品表示票が貼付されていない備品が1件あった。なお、監査対象とした平成17年度において備品の貸付、管理換え、寄附はなかった。 ③ 保険 保険の管理は県立図書館が一括して行っているため、先哲史料館に付保対象物件はなかった。 ④ 廃棄手続 所有財産の廃棄業務に関して、監査対象とした平成17年度に備品の廃棄はなかった。 3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (1) 施設運営の基本方針 ① 基本方針 大分県立先哲史料館は、「郷土の先哲及び歴史と文化に関する史料を収集・調査	研究し、その活用を図ることにより、大分県の教育・学術及び文化の発展に寄与する」ことを目的とし、下記の事業を行なっている。 1 先哲史料を収集し、保管し、及び利用に供すること。 2 先哲史料に関する専門的な調査研究を行うこと。 3 先哲史料に関する知識を普及し、及び啓発すること。 4 その他、史料館の目的を達成するために必要な事業。 ② 課題と対応 先哲史料館の事業は、「大分先哲叢書」刊行事業、古文書館事業、閲覧レファレンス対応、展示事業、教育普及事業と多岐に渡る。なお、施設の管理は豊の国情報ライブラリーとして県立図書館が一括して行なっている。 「大分県先哲叢書」刊行事業は、文化課先哲叢書編さん班を前身とする先哲史料館の中心的な事業であり、平成元年度から平成16年度までの間、田能村竹田以下9人の先哲について資料集・評伝及び普及版の刊行を行なう第1期事業を完了し、現在は、平成14年度から平成27年度までの間、堀降吉以下4人の先哲について第2期事業に取り組んでいる。 古文書館事業は、県公文書館との役割分担によって、明治以前の歴史と文化に関する史料について調査・収集・保存する事業であり、県内に散在する膨大な記録史料の調査・収集・保存について先哲史料館が重要な機能を果たしていることから、その要請に応えるための時間と労力を確保することが課題となっている。 また、先哲史料館では、収蔵史料の公開を図書館並みに進めており、特に、収蔵史料ではない個人所蔵の史料の画像も調査収集し、閲覧室にて公開するという取り組みを全国に先駆けて行っている。 更に、コスト削減と史料公開を進める目的から、史料撮影媒体をマイクロフィルムからデジタル画像へ移行するといった取り組みも行われている。 閲覧レファレンス対応は、古文書の閲覧及び古文書の解説依頼や関係史料に関する問い合わせなどに対する対応であり、先哲史料館の専門職員の専門性が求められる事業である。 展示事業は、年6回（収蔵史料展3回、常設展1回、企画展2回）の展示を行なっている。年間入館者数は、平成14年度以降減少傾向にあり、平成17年度の年間入館者数は企画展が少なかった影響もあり、27,271人となっている（1. 施設の概要(9)(10)参照以下、実績において同様）。 教育普及事業は、史料講座基礎編応用編（平成17年度受講者基礎編56人 応用編33人、先哲講座223人）、子ども先哲歴史講座（訪問講座）、巡回展示（1,304
---	--

人)を実施している。

史料講座は、定員を上回る受講があり、ボランティア(史料サポーター)が養成される等、成果が得られている。

以上のように先哲史料館では、多岐に渡る業務を積極的に展開していることから、業務の負荷が増大しており、人員不足を補うことも目的として、史料講座(応用編)の受講経験者から史料の整理・保存業務に協力してくれるボランティア(史料サポーター)を要請する等の対応を行なっているが、なお、業務の拡大に対応するのに十分な人員が確保できていない状況にある。

③ 県の長期計画との関連

県の長期計画「大分県長期総合計画(平成17年11月)」「新大分県総合教育計画(平成18年6月)」では、「県民にわかりやすい文化財・伝統文化情報の発信を積極的に行なう」という基本方向と「地域の文化施設を利用した文化財の展示・公開」という取り組みが示され、その指標として、県立歴史博物館、先哲史料館の年間入館者数を平成16年度の105,440人(県立歴史博物館70,551人、先哲史料館34,889人)から毎年各施設1,000人増加させ、平成22年度117,400人とするのが目標設定(中間目標)されている。

また、「県民共通の財産として、文化財・伝統文化を尊重し、愛護する意識の高場に努める」という基本方向と「郷土の歴史を学ぶ訪問講座や体験学習の拡充」という取り組みが示され、その指標として、県立歴史博物館、先哲史料館の訪問講座回数合計を平成16年度の年間24回から平成22年度までに29回とすることが目標設定(中間目標)されている。

(2) 施設の事業計画と評価

① 先哲史料館の中長期計画

先哲史料館では、上記の基本方針、課題とその対応、県の長期計画を踏まえて、先哲叢書刊行事業について「先哲叢書刊行計画(Ⅰ期 平成元年度～平成16年度Ⅱ期 平成14年度～平成27年度)」、先哲史料の目録化について「先哲史料目録化計画(～平成26年度)」、大分県記録史料調査事業について「史料調査実施計画(Ⅱ期 平成12年度～平成41年度)」を作成し、長期的な視点から事業計画を作成するとともに、長期計画を基礎に年度の事業計画を作成し、計画的に事業を実施している。

しかし、先哲史料館開設以来、事業が拡大しているが、事業の拡大に対応するのに十分な人員が確保できていないことから、中心的事業である先哲叢書の刊行にも影響が及ぶ状況にある。そのため、組織体制や事業の見直しを行い、先哲叢書の刊

行計画に影響が及ばないようにする必要がある。

② 評価指標の設定

先哲史料館が施設の設置目的や県の基本政策に沿った専門的な機能を十分に發揮していることを示すためには、施設の成果をより適切に示す評価システムを整備する必要がある、数値で示すことができる部分については、できる限り、評価指標を設定することが求められる。また、数値で直接測れない事業や数値評価に適さない事業については、事業成果についての内容の検討等が必要となる。

県の長期計画では、展示事業の入館者数、教育普及事業の訪問講座数が目標として設定されているが、先哲史料館ではこのほかにも叢書刊行、古文書館事業(史料調査・保存・収集)、閲覧レファレンス対応と多岐に渡る事業をおこなっており、入館者数・訪問講座数以外の評価指標として、下記の指標を設けているが、最も中心的な事業に位置づけられている叢書刊行について評価指標が設けられていないことから、叢書刊行事業について評価指標を設定する必要がある。

その際、叢書刊行の最も重要視する成果を明確にし、例えば、「県民に先哲の業績を広く紹介することや「児童生徒が先哲の業績を学ぶ」ことを重要視するならば、「先哲叢書をどれだけ学校等に寄贈したか」といった活動指標だけでなく、「先哲叢書の販売冊数」、「学校に寄贈された先哲叢書がどれだけ読まれたか(貸出件数)」、「授業で取り上げてもらったか」等の成果指標を設定することも必要である。

- ・ 記録史料所在確認件数
- ・ 記録史料撮影実績及び閲覧許諾史料件数
- ・ 史料サポーター活動人数及び史料整理実績
- ・ 収蔵史料公開(検索データベースの入力or目録作成刊行)件数
- ・ 史料の寄託、寄贈受け入れ実績数
- ・ レファレンス対応件数
- ・ 先哲史料館での講座数、受講者数
- ③ 評価方法と改善への取り組み

先哲史料館の組織運営全般については、「大分県先哲叢書編さん審議会」から意見を聴取し、組織運営の改善に役立てているが、この審議会の目的は、主に大分県先哲叢書の編さんに関する重要事項を調査審議することにあるので、今後、組織運営全般に関する評価も併せて行うよう、「審議会」運営を工夫する必要がある。

また、展示事業の企画展や教育普及事業の講座について、感想を寄せてもらうことによって業務の改善を図っているが、今後、展示・閲覧に関するアンケート調査

や利用者の要望の取りまとめを実施するとともに、要望に対する対応状況について記録し、職員の交代があっても情報が引き継がれるようにしておく必要がある。

(3) 今後の事業のあり方の検討

先哲史料館は、施設の基本方針にしたがって、「教育・学術及び文化の発展」に貢献してきたが、行政をとりまく環境が大きく変化するなかで、現在の事業を前提とした評価と改善を行うと同時に、今後の事業のあり方をゼロベースから検討することも必要となる。

今後の事業のあり方の検討では、「事業内容等」「事業の実施方法」の両面から検討する必要がある。

「事業内容等の検討」では、環境の変化を踏まえて、県が実施する必要性を再度検討し、相対的に必要性が低下したと考えられる事業については、事業の廃止や内容の変更を行うことで、新しいニーズに対応した事業へと移行していくことが求められる。

また、県他施設の事業と関連、重複する場合には、他の施設との連携や事業の分担についても同時に検討する必要がある。

「事業の実施方法の検討」では、県が実施する必要がある事業であっても、事業の企画から実施までの全ての業務を県が担うのではなく、民間へのアウトソーシングや市町村との連携を図る等、事業の中核部分を除く業務の一部を他に委ねることで、事業を効率的に実施していくことや事業の裾野を広げていく方法を検討する必要がある。

① 「大分県先哲叢書」刊行事業

「大分県先哲叢書」刊行事業は、郷土の歴史と文化に対する県民の意識の向上を図るものであり、県が当該事業を実施する意義が認められる。

当該事業の実施方法については、「大分県先哲叢書」刊行事業は、歴史資料の調査研究と密接に関係するため、高い専門性と経験が求められる、また、県内の教育機関等との連携が求められることから、県が直接実施することの意義が認められるが、当該事業を継続していくためには事業を支える人材の確保が問題となる。

現在は、歴史を専攻した学校教職員が専門家の監修を受けながら編集業務にあたっているが、対象となる人物について研究している専門職員を確保することは難しく、また、他事業との兼ね合いで人的資源が不足していることも考慮すると、研究体制の充実や外部研究者・団体との連携強化を図ることで、効果的、効率的な実施体制を整備していく必要がある。

② 古文書館事業

古文書館事業は、県内の歴史資料の調査・収集・保存について重要な機能を有していることから県が当該事業を実施する意義が認められる。

当該事業の実施方法については、古文書館事業（歴史資料の調査・収集・保存）は高い専門性が求められ、特に調査・収集については、大分県の歴史に対する深い理解がなければ事業成果が限定されることから、県が直接実施する意義が認められる。

また、現在進められている史料講座受講経験者からなるボランティア（史料サーター）による業務支援（史料整理等）を広げていくことで、効果的、効率的な事業の実施体制を整備していく必要がある。

豊の国情報ライブラリーの連携について、県立図書館、公文書館との担当者レベルでの技術交流、情報交換を推進し、歴史資料の整理に関する相互の専門性保持に努める必要がある。

歴史資料の活用については、「大分県博物館協議会」等を通じた連携が図られているが、連携をより強化すること等によって、収集・活用をより効果的、効率的に実施することが求められる。

③ 閲覧レファレンス対応・教育普及事業

閲覧レファレンス対応・教育普及事業は、「大分県先哲叢書」刊行事業や古文書館事業とも密接に関連し、高い専門性が求められると同時に県内の教育機関や市町村等との連携が求められることから、県が直接実施する意義が認められる。

豊の国情報ライブラリーの連携について、歴史に関するレファレンス対応等において、一般利用者が県立図書館と先哲史料館のどちらの窓口を利用するのが適当であるか判断に迷うことも考えられ、また、公文書館のレファレンスサービスを補完することも必要であるため、歴史に関する一般利用者向けの統一窓口を設け、この窓口において三館全体の資料のなかから最も適当と思われるものを紹介する等、利用者サービスの向上やレファレンス対応の効率化を図ることを検討する必要がある。

④ 展示事業

展示事業は、「大分県先哲叢書」刊行事業、古文書館事業と密接に関係するため、県が当該事業を実施する意義が認められる。

展示事業における先哲史料館と歴史博物館の連携について、先哲史料館の展示室を歴史博物館企画展のPR展等に積極的に開放する等の協力体制構築に努め、先哲史料館展示室の有効活用を図る必要がある。

事業の実施方法については、他事業との兼ね合いで先哲史料館の人的資源が不足

していることも考慮すると、企画展については、先哲史料館が企画する事業を縮小し、個別事業（企画展）ごとに、歴史博物館をはじめとする県及び市町村の歴史資料館等、大学、歴史文化に関連する団体等に企画部分からアウトソーシングすることが適当である。

事業のあり方検討結果

	事業内容等の検討	事業の実施方法の検討
「大分県先哲叢書」刊行事業	郷土の歴史と文化に対する県民の意識の向上を図るものであり、県が当該事業を実施する意義が認められる。	高い専門性と経験が求められ、また、県内の教育機関等との連携が求められること等から、県が直接実施することの意義が認められるが、研究体制の充実や外部研究者・団体との連携強化を図ること等で、効果的、効率的な実施体制を整備していく必要がある。
古文書館事業	県内の歴史資料の調査・収集・保存について重要な機能を有していることから、県が当該事業を実施する意義が認められる。県立図書館、公文書館との相互の技術交流を促進する必要がある。	高い専門性が求められ、特に調査・収集については、大分県の歴史に対する深い理解がなければ事業成果が限定されることから、県が直接実施する意義が認められる。 現在進められているボランティアによる業務支援を広げていく必要がある。
閲覧レファレンス対応・教育普及事業	「大分県先哲叢書」刊行事業や古文書館事業とも密接に関連していることから、県が直接実施する意義が認められる。 歴史に関する一般利用者向けの統一窓口を設け、三館全体の資料のなかから最も適当と思われる資料を紹介する等、利用者サービスの向上やレファレンス対応の効率化を図ることを検討する必要がある。	－

展示事業	「大分県先哲叢書」刊行事業、古文書館事業と密接に関係するため、県が当該事業を実施する意義が認められる。 歴史博物館との連携について、先哲史料館の展示室を歴史博物館企画展のPR展等に積極的に開放する等の協力体制構築に努め、先哲史料館展示室の有効活用を図る必要がある。	他事業との兼ね合いで先哲史料館の人的資源が不足していることも考慮すると、企画展については、先哲史料館が企画する事業を縮小し、個別事業（企画展）ごとに、歴史博物館をはじめとする県及び市町村の歴史資料館等、大学、歴史文化に関連する団体等に企画部分からアウトソーシングすることが適当である。
------	---	--

- (4) 豊の国情報ライブラリーのあり方の検討
- 豊の国情報ライブラリーは、県民が「だれでも、いつでも、どこからでも」利用できる多機能な「情報ライブラリーセンター」を目指す、県立図書館、先哲史料館、公文書館の三館からなる複合文化施設であり、県の文化拠点としての役割を果たしてきたが、平成7年の開館から10年超を経過し、現在の組織の枠組み*を前提とした相互連携だけではなく、組織の統合も含めたあらゆる可能性を検討し、「情報ライブラリーセンター」としての機能を高めていく必要がある。
- *県立図書館、先哲史料館は教育庁所管（生涯学習課、文化課）、公文書館は知事部局（総務部 県政情報課）。
- 県立図書館と先哲史料館については、大分県の先哲に関する史料を含む貴重な歴史資料を所蔵する県立図書館と先哲の調査・研究、歴史資料の調査・収集等を専門に行い、専用の展示スペースやデジタル化による公開ノウハウを持つ先哲史料館とが組織においても統合することで、県立図書館が所蔵する貴重な歴史資料の活用や一般公開が促進される等の相乗効果が大きく、豊の国情報ライブラリーの機能が更に高まることが期待される。
- 公文書館については、公文書等の整理（件名登録）が緊急の課題であり、また、知事部局を中心に公文書等の収集の充実も求められることから、現在の組織体制を基本に公文書等の収集整理に重点を置きながら、豊の国情報ライブラリーの連携によって、レファレンス等の専門性を補完することや図書館を訪れる利用者に公文書館の事業を知ってもらうためのPRを行うこと等が考えられ、より積極的な相互連携によつ

て、豊の国情報ライブラリーの機能を高めていくことが期待される。

第16 大分県立香々地青少年の家個別報告書

1. 施設の概要

(1) 施設所管課

教育庁 生涯学習課

(2) 所在地

豊後高田市香々地5151番地

(3) 沿革

昭和48年 3月 県立香々地少年自然の家設置

昭和48年 8月 開所

昭和49年 7月 キャンプ場開設

昭和61年 9月 別館宿泊棟完成

昭和63年 3月 本館宿泊棟改修（宿泊定員324名となる）

平成 5年 3月 プラネタリウム館新設

平成 8年 7月 プリソコミューンセンター完成

平成17年 4月 県立香々地青少年の家設置

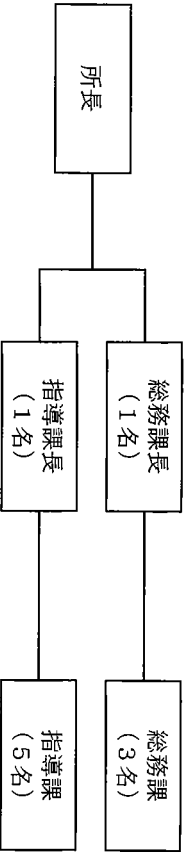
(4) 設置目的、根拠条例等

大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（昭和四十八年大分県条例第十六号）

(5) 主要な施設

施設	構造	延べ面積	工事費	取得年度
別館中央棟	鉄筋コンクリート造 3階建	1,063.79㎡	172,905千円	昭和61年度
別館宿泊棟	鉄筋コンクリート造 2階建	1,389.82㎡	229,180千円	昭和61年度
プラネタリウム館	鉄筋コンクリート造 2階建	580.65㎡	186,017千円	平成4年度
プリソコミューン センター	鉄筋コンクリート造 2階建	660.14㎡	113,701千円	平成8年度

(6) 組織図（平成18年4月1日現在）



(7) 人員の推移状況

(単位：人)

区 分	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
	4	3	3	3	3
事 務	4	3	3	3	3
専 門	5	5	5	4	4
技 師	0	0	0	0	0
そ の 他	1	2	2	4	4
合 計	10	10	10	11	11

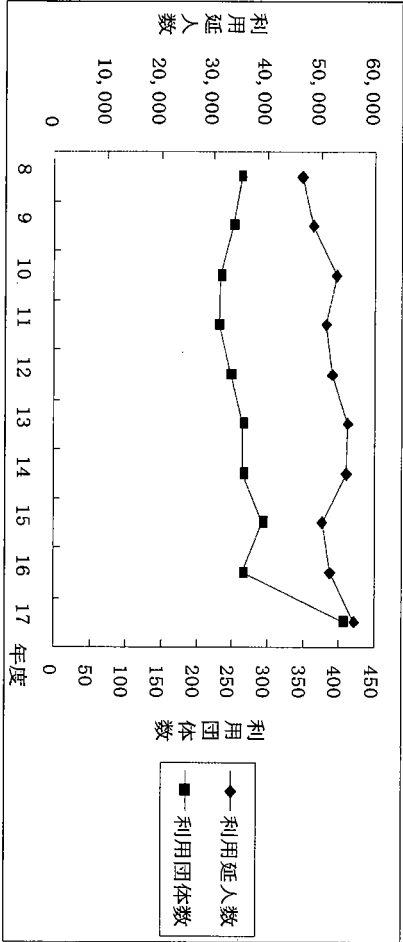
注：その他は、臨時職員、嘱託職員
(8) 財務の状況

歳 入	平成13年度 A	平成14年度	平成15年度	平成16年度 B	平成17年度 C	対前期 比較 C-B	対13年度 比較 C-A
	24	24	24	32	3,067	3,035	3,043
使用料	—	—	—	—	—	—	—
手数料	—	—	—	—	—	—	—
受託事業収入	—	—	—	—	—	—	—
財産運用収入	256	317	258	258	190	△68	△66
財産売却収入	—	—	—	—	—	—	—
雑入	3,467	2,896	2,914	2,874	2,998	124	△469

合計	3,747	3,237	3,106	3,164	6,255	3,091	2,508
歳 出							
報酬	—	—	—	1,633	3,277	1,644	3,277
共済費	239	245	497	453	556	103	317
災害補償金	—	—	—	—	—	—	—
賃金	2,504	2,586	4,228	2,253	1,976	△277	△528
報償費	375	1,417	1,696	1,253	1,449	196	1,074
旅費	1,980	4,034	3,306	2,714	2,401	△313	421
交際費	13	50	35	26	9	△17	△4
需要費	10,227	11,902	10,898	13,960	13,462	△498	3,235
役務費	4,779	4,324	4,432	4,540	3,526	△1,014	△1,253
委託料	14,139	14,127	14,140	13,416	12,710	△706	△1,429
使用料及び賃借料	252	441	729	596	689	93	437
工事請負費	784	600	1,658	—	1,205	1,205	421
原材料費	—	—	—	—	—	—	—
備品購入費	100	2,231	1,227	792	75	△717	△25
負担金補助及び交付金	55	55	55	55	55	—	—
扶助費	—	—	—	—	—	—	—
償還金利子及び割引料	—	—	—	—	—	—	—

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	25	210	1,871	5,023	219	70	130	81	28	0	13	100	7,770
中学校	391	2,898	1,384	1,833	2,376	366	80	405	645	1,780	30	200	12,408
青少年団体等	4	7	17	1,164	261	284	115	0	41	104	7	290	2,294
高等学校	3,485	927	424	168	581	0	0	0	140	0	0	241	5,965
大学	0	0	5	37	1	184	221	8	9	0	2	155	622
その他の学校	0	0	5	300	0	94	273	88	0	0	0	0	760
社会教育関係団体	0	0	14	439	885	78	403	3	526	20	0	80	2,458
主催事業	72	165	150	144	479	155	166	202	350	232	199	1,103	3,337
企業	0	0	0	20	0	0	0	38	0	0	0	0	78
その他	30	607	59	831	499	534	330	715	573	80	141	734	5,138
アスレチック	1,703	2,764	1,251	2,781	2,307	824	1,026	697	259	251	338	703	14,994
海水浴			28	524	199								751
合計	5,710	7,518	5,208	13,264	7,817	2,649	2,684	2,237	2,571	2,467	730	3,606	56,481

(10) グラフ



2. 監査の結果
大分県立香々地青少年の家の財務事務は以下の指摘事項については改善の必要はあるが、総合的には関係諸法令等に基づき、概ね適正に、かつ、合理的に執行されていると認められる。

(1) 収入事務

① 使用料

使用料について、調定履歴確認表および収納履歴確認表と歳入決算調書を突合した結果、年間額は一致していた。

また、5月分の調定履歴確認表について、調定決議書及び大分県立香々地青少年の家利用許可申請書、利用料金表と突合した結果、証拠の不備及び不整合はなかった。

② 雑入

雑入について、調定履歴確認表および収納履歴確認表と歳入決算調書を突合した結果、年間額は一致していた。

また、5月分の調定履歴確認表について、内容を調査し、調定決議書と突合した結果、証拠の不備及び不整合はなかった。

(2) 契約事務及び支出事務

① 契約事務

監査対象となる契約は下記のとおりである。

契約内容	予定価格	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
その他 (大分県契約事務規則 第33条第6号)	100万円 超	—	2件	2件

※用度管財課において契約事務が行われているものについては除く

A. 指名競争入札

平成17年度に指名競争入札により締結した契約は以下のとおりであった。

a. 庁舎清掃作業委託

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	入札参加者 (者)	落札率 (%)
15年度	A社	5,058	5,198	5	97.3
16年度	A社	5,434	5,719	3	95.0
17年度	A社	5,434	5,719	3	95.0

b. クリーニング単価契約

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	入札参加者 (者)	落札率 (%)
15年度	B社	157.5	157.5	1	100.0
16年度	B社	147.0	157.5	2	93.3
17年度	B社	147.0	157.5	1	93.3

※ただし、平成15年度は随意契約である。

上記の契約について、入札参加者指定決定書、仕様書、設計書、予定価格調書、入札書、契約書、検査調書により当該契約事務を検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

B. 随意契約

a. プラネタリウム保守点検委託

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	見積取得数 (者)
15年度	C社	2,940	2,940	1
16年度	C社	2,058	2,205	1
17年度	D社	2,058	2,205	1

※D社は平成17年度中にC社から社名変更している。

【単独随意契約の理由】

プラネタリウム装置の保守点検業務は特殊であり、設置業者以外では保守ができないため。

b. 浄化槽保守点検委託

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	見積取得数 (者)
15年度	E社	1,638	1,743	1

16年度	E社	1,638	1,743	1
17年度	E社	1,638	1,743	1

【単独随意契約の理由】

施設近辺周辺において、委託の目的を遂行できる業者は1者しかいないため。

上記の契約について、伺書、設計書、見積書、契約書、検査調書、請求書により契約事務を検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

② 支出事務

A. 人件費

平成17年7月支出分の報酬、共済費及び賞金について支出負担行為決議書、支出命令書、就労調書、臨時雇用伺書、社会保険料調書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

B. 需用費

平成17年5月に支出した10万円以上の其他需用費について支出負担行為決議書、支出命令書、請求書、見積書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

C. 旅費

平成17年度に支出した1件10万円以上の旅費について、旅行命令簿、支出負担行為決議書、旅費支払書、支払命令書、旅費計算書、旅費請求書、復命書により検討した結果、書類の不備及び不整合はなかった。

D. 委託料

平成17年度に支出した10万円以上の委託料について支出負担行為決議書、支出命令書、請求書、見積書、報告書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

E. 役務費

平成17年度に支出した10万円以上の役務費について支出負担行為決議書、支出命令書、契約書、請求書、見積書、報告書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

(3) 財産管理

① 土地

当施設の土地は、香々地町（現：豊後高田市）から寄付されたものであるが、寄付前の所有者の所有権移転登記の失念及び抵当権抹消登記の失念を原因として、未登記の土地が9件、抵当権が抹消されていない土地が57件存在している。

香々地町(現：豊後高田市)に調査と整理を依頼したものの、時間とコストの関係でこれ以上の整理は難しい状況となっているが、可能な限りの調査と対応を行なっており、問題が生じる可能性は小さいとの認識が示されている。

② 備品

備品に関して、任意に抽出した備品5件について、現物と物品台帳の数量は一致した。備品の管理換えに関して、監査対象とした2件(全件)について物品管理換調書は適正に作成されていた。現品のラベルシートの状況に関して、備品表示票は適正に貼付されていた。

③ 保険

保険の管理に関して、保険加入事務は県有物件災害保険付保事務取扱要領によって適正に処理されており付保の状況は十分であった。

④ 廃棄手続

所有財産の廃棄業務に関して、監査対象とした平成17年度に備品の廃棄はなかった。

3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 施設運営の基本方針

① 基本方針

大分県立香々地青少年の家は、「宿泊をベースにした自然体験や生活体験、社会体験などの体験活動を通じて、時代を担う青少年の健全育成を図るとともに、広く県民に学習機会を提供することにより、生涯学習の推進を図る」ことを目的として下記の業務を行っている。

- 1 青少年の集団宿泊研修及び青少年指導者の研修に関すること。
- 2 自然体験活動、スポーツ及びレクリエーションに関すること。
- 3 その他青少年の家の設置目的を達成するための必要な事業に関すること。

② 課題と対応

香々地青少年の家の主な事業は、受け入れ事業(施設の利用に関する事業)と主催事業に大別される。

受け入れ事業では、平成17年度の利用延べ人数56,481人であり、各年度の利用人数は多少の変動はあるものの平成8年度以降増加傾向を維持しているが、秋冬のオフシーズン対策が課題となっている(1.施設の概要(9)(10)参照)。

現在の主な施設は本館が昭和48年(63年改修)、別館が61年に整備されたものであり、宿泊室に冷房がないことや宿泊ベットの規格が小さい等、ハード面では課題を残すものの、学校と連携して「セカンドスクール」「総合的な学習の時

間」に活用できるプログラムの開発と提供を行なう等、ソフト面での工夫によって利用人数の増加に結び付けている。

主催事業では、夏休みに4泊5日の日程で小学5年～中学3年生を対象とした「香々地の自然に挑む少年のつどい」、秋冬に青少年とその家族及び一般を対象とした「ウイークエンドin香々地」、一般の参加者を対象とした「香々地おとなのエンジョイ宿」等、対象者の拡大を図りながら自然体験を中心とした事業を積極的に行なっている。

また、不登校傾向の子どもたちを対象とした「ふれあいキャンピング事業」を大分大学等の各機関と連携しながら毎月1回、年間延べ11泊20日の日程で実施し、延べ206名の子どもたちが活動する等、現代的な課題に対応した先導的な事業にも取り組んでいる。

更に、生涯学習・社会教育活動や青少年の健全育成を支援することを目的として、学校、公民館、各種団体の要請に応じて出前講座を実施している。

③ 県の長期計画との関連

県教育委員会の長期計画「新大分県総合教育計画(平成18年6月)」では、「豊かな心をはぐむ体験活動の推進」を目的に「青少年教育施設を利用した異年齢集団や親子による自然体験や生活体験などの機会の充実を図る」という取り組みが示され、その指標として、県立青少年教育施設(香々地青少年の家、九重青少年の家)の年間利用者数を平成16年度の104,622人から平成22年度105,000人とするのが目標設定されている。

(2) 施設の事業計画と評価

① 香々地青少年の家の中長期計画

香々地青少年の家は、上記の基本方針、課題とその対応、県教育委員会の長期計画を踏まえて、施設整備、組織体制の整備、関連機関との連携等も含めた総合的な中長期計画を作成し、中長期的な観点から課題に取り組んでおり、中長期計画の達成目標は、県の長期計画に関連して年間利用者数52,500人と設定されている。

今後、中長期計画を基礎に年度計画を作成し、着実に実行していくことが求められるが、年間利用者数以外の達成目標についても、できる限り数値目標も含めて具体的に示す必要がある。

② 評価指標の設定

香々地青少年の家が施設の設置目的や県の基本政策に沿った専門的な機能を十分に発揮していることを示すためには、施設の成果をより適切に示す評価システムを整備する必要があり、数値で示すことができる部分については、できる限り、評価

指標を設定することが求められる。また、数値で直接測れない事業や数値評価に適合しない事業については、事業成果についての内容の検討等が必要となる。

香々地青少年の家では、県教育委員会の長期計画との関係から、年間利用者数が評価指標として設定されているが、年間利用者数は総合的な評価指標として最もわかりやすい指標であるが、総合的な指標だけで施設全体（施設が実施する専門的な事業と施設の利活用の両面）を評価することは難しい。

施設の利用については、利用者の満足度等の質の面も含めた目標を設定する必要がある。また、主催事業についても、できるかぎり評価指標（目標）を設定し、中長期事業計画にあわせて評価指標を体系的に整理する必要がある。

特に、施設利用者に対するアンケート調査項目の「担当者の指導・助言は役立ったか」についての満足度は、施設の利用においても施設職員の専門性が発揮されているかを測る観点から重要と思われる。

③ 評価方法と改善への取り組み

香々地青少年の家では、施設の利用者や主催事業の参加者に対して、「（施設の利用、事業参加の）目的は達成できたか」「（本施設を利用して）よかったか」等の総合的な評価を含むアンケート調査を毎回実施し、満足度を統計的に把握している。

また、アンケートの個別事項の結果や要望事項について集約し、対応可能な事項については迅速に対応しているが、対応できなかったことを含めて、対応状況を記録し、職員の交代があっても情報が引き継がれるようにしておく必要がある。

(3) 今後の事業のあり方の検討

香々地青少年の家は、施設の基本方針にしたがって、「青少年の健全育成、生涯学習の推進」に貢献してきたが、行政をとりまく環境が大きく変化するなかで、現在の事業を前提とした評価と改善を行うと同時に、今後の事業のあり方をゼロベースから検討することも必要となる。

今後の事業のあり方の検討では、環境の変化に対応した事業の見直しや効率化を図るため、「事業内容等」「事業の実施方法」の両面から検討を行う必要がある。

「事業内容等の検討」では、環境の変化を踏まえて、県が実施する必要性を再度検討し、相対的に必要性が低下したと考えられる事業については、事業の廃止や内容の変更を行うことで、新しいニーズに対応した事業へと移行していくことが求められる。

「事業の実施方法の検討」では、県が実施する必要がある事業であっても、事業の企画から実施までの全ての業務を県が担うのではなく、民間等へのアウトソーシング

や市町村等との連携を図る等、事業の中核部分を除く業務の一部分を他に委ねることで、事業を効果的、効率的に実施していくことや事業の裾野を広げていく方法を検討する必要がある。

① 受け入れ事業（施設の利用に関する事業）

受け入れ事業については、教育機関等との連携が図られ、教育的効果の高い事業が実施されていることが、施設の事業内容や施設利用者に対するアンケート結果*から判断できることから、県が当該事業を実施する意義が認められる。

当該事業の実施方法については、他の自治体では、集団宿泊体験型の社会教育施設としての要件を明確にしたうえで、全面的に民間等へアウトソーシングする指定管理者制度の導入事例もみられることから、多様な実施方法が可能性として考えられる状況となっている。

現在は、施設の専門職員の助言・指導が当該施設の利用者にとって有益であり、集団宿泊体験型の社会教育施設としての機能向上が十分に図られていることが施設利用者に対するアンケート結果*等から判断できることや学校教育との連携が十分に図られていること等から、県が当該事業を直接実施することの意義が認められるが、今後も、県が当該事業を直接実施していくには、より教育的効果の高い事業を学校教育と連携しながら実施していく等、県直営の社会教育施設としての役割を明確にした事業内容と成果が求められる。

*例えば、平成18年度に施設を研修として利用した学校・団体の指導者の93%（学校）91%（一般）が当該施設を利用する目的を達成できたとしている（達成できた30%（学校）、64%（一般）はほぼ達成できた63%（学校）、27%（一般））。

② 主催事業

主催事業のうち、教育機関等と連携して行う「ふれあいキャンプ」「セカンドスクール」事業、教育的効果が期待される「香々地の自然に挑む少年のつどい」事業は、学校教育における体験学習施設としての機能が十分に発揮されていることが、事業内容や事業参加者に対するアンケート結果*等から判断できることから、県が実施する意義が認められる。

*例えば、平成18年度「香々地の自然に挑む少年のつどい」参加者の91%が当該事業に参加して自分が成長したと思う（思う37%少し思う54%）。成長した内容では、他人のことを思いやれるようになった94%（思う34%少し思う60%）等があげられている。

「ウイークエンドin香々地」「香々地おとなのエンジョイ宿」「香々地フエスタin青少年の家」等、一般も対象とする事業や施設開放等については、当施設では利

用者層の拡大、地域貢献等の要請から多様な事業を実施していくことも求められるが、県直営の社会教育施設としての役割にに応じた事業内容とより客観的な成果の検証が必要となる。

事業の実施方法については、受け入れ事業と同様に、全面的なアウトソーシングを含む多様な実施方法が可能性として考えられるが、現在は学校教育との連携によって教育的効果*が発揮されていること等から、県が直接実施する意義が認められる。

今後、多様化複雑化する教育に対する社会的ニーズに対応していくためには、県が事業の企画等の中核的な業務を担い、「ふれあいキャンパス事業」での大学との連携等、現在行われている連携やアウトソーシングを他の事業にも進めていくことで、効果的、効率的な事業の実施体制を整備していくことが求められる。

*例えば、平成17年度「ふれあいキャンパス」事業参加者のうち、不登校傾向がある参加者の80%がプラスの変化があったとしている。

事業のあり方検討結果

	事業内容等の検討	事業の実施方法の検討
受け入れ事業（施設の利用に関する事業）	現在の事業内容や評価結果から、県が当事業を実施する意義が認められる。	全面的なアウトソーシングを含む多様な実施方法が可能性和して考えられるが、現在は利用者へのアンケート結果や学校教育との連携等から、県が直接実施する意義が認められる。 今後県が当事業を直接実施していくには、県直営の社会教育施設としての役割を明確にした事業内容と成果が求められる。
主催事業	高い教育的効果が期待される事業については、県が当事業を実施する意義が認められる。 一般も対象とする事業等については、県直営の社会教育施設としての役割に応じた事業内容とより客観的な成果の検証が必要となる。	現在は学校教育との連携によって教育効果が発揮されていること等から、県が直接実施する意義が認められる。 県が事業の企画等の中核的な業務を担うと同時に、現在行われている連携等を他の事業にも進めていくことで、効果的、効率的な事業の実施体制を整備し

		ていくことが求められる。
--	--	--------------

第17 大分県立九重青少年の家個別報告書

1. 施設の概要

(1) 施設所管課

教育庁 生涯学習課

(2) 所在地

玖珠郡九重町大字田野204-47

(3) 沿革

昭和58年 6月 建築主体及び附帯工事、キャンプ場、アスレチック場工事完了

昭和58年 8月 プラネタリウム購入

昭和59年 6月 体育館新築工事完成

平成 5年 3月 天体観測棟完成、天体望遠鏡及び天体ビデオ撮像システム設置

平成 8年12月 キャンプ場炊飯棟完成

平成15年 3月 入場者数延べ100万人突破

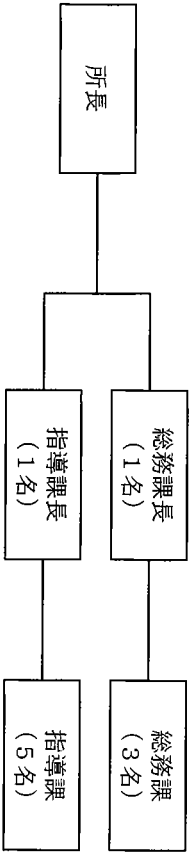
(4) 設置目的、根拠条例等

大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（昭和四十八年大分県条例第十六号）

(5) 主要な施設

施設	構造	延べ面積	工事費	取得年度
管理研修棟	鉄筋コンクリート造 1階建	2,152.13㎡	151,704千円	昭和58年度
宿泊棟	鉄筋コンクリート造 2階建	1,820.88㎡	112,578千円	昭和58年度

(6) 組織図（平成18年4月1日現在）



(単位：人)

区 分	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
事 務	3	3	3	3	3
吏員					
専 門	5	5	5	4	4
技 師	1	1	1	1	1
そ の 他	1	1	1	3	3
合 計	10	10	10	11	11

注：その他は、臨時職員、嘱託職員

(8) 財務の状況

(単位：千円)

	平成 13年度 A	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度 B	平成 17年度 C	対前期 比較 C-B	対13年度 比較 C-A
入							
使用料	—	—	—	—	5,449	5,449	5,449
手数料	—	—	—	—	—	—	—
受託事業収入	—	—	—	—	—	—	—
財産運用収入	834	1,026	1,026	769	549	△220	△285
財産売却収入	—	—	—	—	—	—	—
雑入	4,280	4,051	3,966	4,335	3,718	△616	△562
合計	5,115	5,077	4,993	5,105	9,717	4,612	4,602
出							
報酬	—	—	—	—	1,637	1,637	1,637

共済費	245	250	239	241	403	162	158
災害補償費	—	—	—	—	—	—	—
貸金	3,132	2,953	2,863	2,749	2,040	△708	△1,091
報償費	728	876	317	861	339	△522	△389
旅費	1,674	1,665	1,559	822	875	52	△799
交際費	18	18	20	15	12	△3	△5
需要費	10,501	11,025	11,614	8,891	12,234	3,343	1,733
役務費	4,294	4,004	2,821	3,034	2,636	△397	△1,657
委託料	13,071	12,531	12,531	11,828	11,810	△17	△1,260
使用料及び 賃借料	137	74	152	109	57	△52	△80
工事請負費	1,722	1,212	1,452	2,207	3,848	1,641	2,126
原材料費	50	50	50	50	50	—	—
備品購入費	2,448	387	338	239	128	△111	△2,320
負担金補助 及び交付金	445	445	445	445	445	—	—
扶助費	—	—	—	—	—	—	—
償還金利子 及び割引料	—	—	—	—	—	—	—
補償補填 及び賠償金	—	—	—	—	—	—	—
公課費	88	13	13	63	13	△50	△75
合計	38,558	35,507	34,418	31,558	36,532	4,973	△2,025

歳出超過（△＝歳出超過）						
当期歳出超過	△33, 443	△30, 430	△29, 425	△26, 453	△26, 815	△362
県庁負担人件費						
人件費	106, 262	103, 252	72, 941	73, 598	65, 353	△8, 245
実質的歳出超過（△＝歳出超過）						
当期実質的歳出超過	△139, 705	△133, 682	△102, 366	△100, 051	△92, 168	7, 883
						47, 537

■人件費比率 75. 7% 76. 7% 70. 8% 72. 8% 68. 1%

■歳入歳出比率 13. 3% 14. 3% 14. 5% 16. 2% 26. 6%

(注) ここでの人件費比率とは、県庁負担人件費まで含めた歳出中における人件費の割合をさす。また、歳入歳出比率とは、各施設が自らの歳出をどれほど歳入で賄っているかをあらわす。算式については、第2 直営施設の概要参照。

(9) 施設の利用状況

① 施設の利用状況の推移

(単位：人、団体)

年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用延入数	52, 135	49, 010	50, 785	50, 931	54, 530	49, 313	51, 216	48, 313	52, 984	46, 796
利用団体数	259	373	269	296	283	422	620	610	569	723

② 月別利用延入数

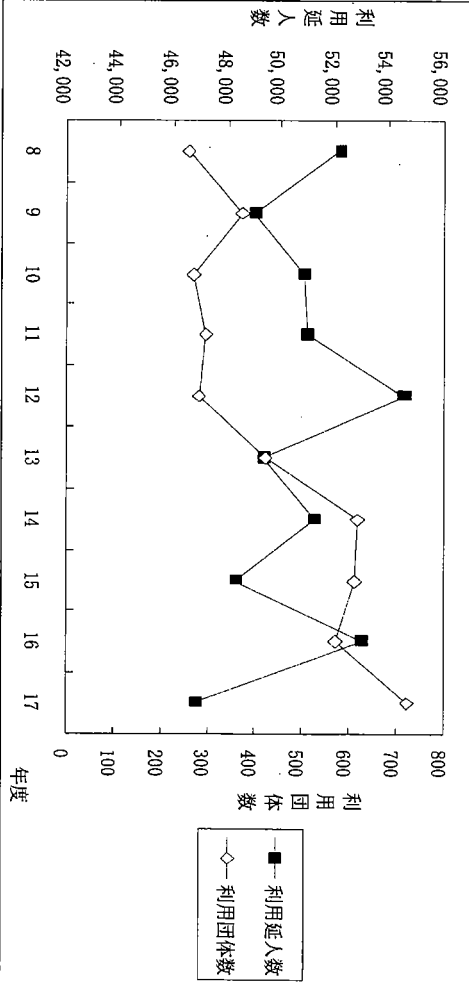
(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	6	431	206	2, 769	178	67	502	53	87	960	110	0	5, 369
中学校	545	3, 599	1, 764	6	1, 935	2, 061	447	0	0	60	72	26	10, 515
青少年団体等	26	0	34	1, 718	1, 293	196	0	0	0	0	0	928	4, 156
高等学校	5, 269	2, 294	198	124	375	0	114	0	1	414	142	0	9, 931

大学	582	0	3	0	249	185	49	127	56	7	401	125	1, 784
その他の学校	141	297	7	528	54	12	1, 068	448	1	142	120	64	2, 882
社会教育関係団体	10	1	16	335	910	253	89	0	265	703	612	779	4, 003
主権事業	0	0	96	0	524	99	410	150	228	360	134	76	2, 107
家族及びグループ等利用	408	461	36	361	1, 916	660	468	146	424	487	357	226	6, 010
合計	8, 047	7, 083	2, 360	5, 841	7, 434	3, 533	3, 177	924	1, 062	3, 133	1, 978	2, 224	46, 796

(10) グラフ

① 施設の利用状況の推移



2. 監査の結果

大分県立九重青少年の家の財務事務は以下の指摘事項については改善の必要はあるが、総合的には関係諸法令等に基づき、概ね適正に、かつ、合理的に執行されていると認められる。

(1) 収入事務

① 使用料

使用料について、調定履歴確認表および収納履歴確認表と歳入決算調書を突合した結果、年間額は一致していた。

また、8月分の調定履歴確認表の任意の2日について、調定決議書及び利用許可申請書、利用料金表と突合した結果、証拠の不備及び不整合はなかった。

② 財産貸付収入

財産貸付収入について、調定履歴確認表および収納履歴確認表と歳入決算調書を突合した結果、年間額は一致していた。

また、8月分の調定履歴確認表について、内容を通査し、調定決議書と突合した結果、証拠の不備及び不整合はなかった。

③ 雑入

雑入について、調定履歴確認表および収納履歴確認表と歳入決算調書を突合した結果、年間額は一致していた。

また、8月分の調定履歴確認表について、内容を通査し、調定決議書と突合した結果、証拠の不備及び不整合はなかった。

(2) 契約事務及び支出事務

① 契約事務

監査対象となる契約は下記のとおりである。

契約内容	予定価格	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
財産の買入れ (大分県契約事務規則 第33条第2号)	160万円 超	—	1件	—
その他 (大分県契約事務規則 第33条第6号)	100万円 超	—	2件	3件

※用度管財課において契約事務が行われているものについては除く

A. 指名競争入札

平成17年度に指名競争入札により締結した契約は以下のとおりであった。

a. キャンプ場用寝袋購入契約

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	入札参加者 (者)	落札率 (%)
15年度	—	—	—	—	—
16年度	—	—	—	—	—

17年度	A社	1,795	1,795	3	100.0
------	----	-------	-------	---	-------

b. 庁舎清掃業務委託契約

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	入札参加者 (者)	落札率 (%)
15年度	B社	4,809	4,911	5	97.9
16年度	B社	4,788	4,818	5	99.4
17年度	B社	4,788	4,799	4	99.8

c. シーツクリーニング単価契約

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	入札参加者 (者)	落札率 (%)
15年度	C社	68	130	3	52.3
16年度	C社	68	68	2	100.0
17年度	C社	63	68	2	92.7

上記の契約について、入札参加者指定決定書、仕様書、設計書、予定価格調書、入札書、契約書、検査調書により当該契約事務を検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

B. 随意契約

a. 施設内草刈り及び植栽地管理清掃等委託

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	見積取得数 (者)
15年度	湯坪下牧野組合	1,600	1,600	1
16年度	湯坪下牧野組合	1,600	1,600	1
17年度	湯坪下牧野組合	1,600	1,600	1

【単独随意契約の理由】

自然の家の建設の経緯から、自然の家の運営に当たり、給食用物資の調達その他に関し、可能なものについては、地元を優先するよう配慮する旨の覚書を九重町と交わしており、これに基づき当該契約を単独随意契約としている。

b. 汚水処理施設維持管理委託

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	見積取得数 (者)
15年度	D社	1,097	1,097	1
16年度	D社	1,076	1,076	1
17年度	D社	1,076	1,095	1

【単独随意契約の理由】

玖珠郡内に他に業者がないため。

c. プラネタリウム保守点検委託

年度	契約者	契約金額 (千円)	予定価格 (千円)	見積取得数 (者)
15年度	E社	1,932	1,932	1
16年度	F社	1,622	1,680	1
17年度	F社	1,622	1,680	1

※E社はF社に社名変更している

【単独随意契約の理由】

プラネタリウム本機及び補助投影機がF社関連会社であり、機器の性質を發揮できる保守点検が他社では実施できないため

上記の契約について、伺書、設計書、見積書、契約書、検査調書、請求書により契約事務を検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

② 支出事務

A. 人件費

平成17年7月支出分の報酬、共済費及び賃金について支出負担行為決議書、支払命令書、就労調書、出勤簿、領収済通知書により検討した結果、書類の不備、不

整合及び誤りはなかった。

B. 需用費

平成17年度に支出した10万円以上のその他需用費について支出負担行為決議書、支払命令書、請求書、見積書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

C. 旅費

平成17年度に支出した1件10万円以上の旅費について、旅行命令簿、支出負担行為決議書、旅費試算書、旅費請求書、支払命令書により検討した結果、書類の不備及び不整合はなかった。

D. 役務費

平成17年度に支出した10万円以上の役務費について支出負担行為決議書、支払命令書、契約書、請求書、見積書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

E. 工事請負費

平成17年度に支出した10万円以上の工事請負費について支出負担行為決議書、支払命令書、契約書、請求書、見積書、検査調書により検討した結果、書類の不備、不整合及び誤りはなかった。

(3) 財産管理

① 土地

土地明細台帳と登記簿の不一致が1件あった。

② 備品

備品に関して、任意に抽出した備品5件について、現物と物品台帳は一致した。備品の貸付に関して、物品管理の綴りから抽出した1件（全件）について物品部外貸付調書が作成されていなかった。備品の管理換えに関して、同綴りから抽出した3件（全件）について物品管理換調書は適正に作成されていた。現品のラベリングの状況に関して、備品表示票が貼付されていない物品が1件発見された。

③ 保険

保険の管理に関して、保険加入事務は県有物件災害保険付保事務取扱要領によって適正に処理されており付保の状況は十分であった。

④ 廃棄手続

所有財産の廃棄業務に関して、監査対象とした平成17年度に備品の廃棄はなかった。

3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 施設運営の基本方針

① 基本方針

大分県立九重青少年の家は、「自然体験や集団宿泊体験などの様々な体験活動とおして、主体性や協調性、「生きる力」等を身につけ、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい青少年の育成を図る。また、家族のふれあいや青年、成人の生涯学習の場として、県民の充実した生活を支援する」ことを目的として下記の業務を行っている。

- 1 青少年の集団宿泊研修及び青少年指導者の研修に関すること。
- 2 自然体験活動、スポーツ及びレクリエーションに関すること。
- 3 その他青少年の家の設置目的を達成するための必要な事業に関すること。

② 課題と対応

九重青少年の家の主な事業は、受け入れ事業（施設の利用に関する事業）と主催事業に大別される。

受け入れ事業では、平成17年度の利用延べ人数46,796人であり、各年度の利用人数は多少の変動はあるものの平成8年度以降50,000人前後で推移しているが、秋冬のオフシーズン対策が課題となっている（1. 施設の概要(9)(10)参照）。

学校と連携して「セカンダススクール」「総合的な学習の時間」に活用できるプログラムの開発と提供を行なうことや、今年度から、「利用促進重点広報計画」を作成し、県内各学校（専門学校・大学等を含む）、県内各社会教育関係団体等（PTA、子ども会、スポーツ少年団等）、県内各企業（書店、バス会社、医療機関等）に職員が訪問して、施設や事業のPRを行なうことで、利用増を図っている。

主催事業では、登山、スキー、野外活動をおとして九重の自然を体験する「体感！くじゅうの自然」、「くじゅうの冬に鍛える少年のつどい」「集まれ！わんぱく冒険家」等の事業を積極的に行なっている。また、家族やグループ単位でキャンプを体験する「くじゅうファミリーキャンプ」、一般を対象とした「登山講座」や「環境講座」を行い、利用対象の拡大を図っている。

なかでも、NPOとも連携した「登山講座」「環境講座」「森林環境学習指導者養成・実践セミナー」では、現代的な課題に対応した事業にも取り組んでいる。

更に、青少年の健全育成を支援することを目的として、学校、公民館の要請に応じて出前講座を実施している。

加えて、九重青少年の家では、子どもの人間関係を醸成させるためのアプローチのひとつとして、組織キャンプが注目されていることから、サマーキャンプに参加した児童の心理的影響の調査に協力する等、先駆的な取り組みが行われている。

③ 県の長期計画との関連

県教育委員会の長期計画「新大分県総合教育計画（平成18年6月）」では、「豊かな心をはぐくむ体験活動の推進」を目的に「青少年教育施設を利用した異年齢集団や親子による自然体験や生活体験などの機会の充実を図る」という取り組みが示され、その指標として、県立青少年教育施設（香々地青少年の家、九重青少年の家）の年間利用者数を平成16年度の104,622人から平成22年度105,000人とするのが目標設定されている。

(2) 施設の事業計画と評価

① 九重青少年の家の中長期計画

九重青少年の家は、上記の基本方針、課題とその対応、県教育委員会の長期計画を踏まえて、施設整備、組織体制の整備、関連機関との連携等も含めた総合的な中長期計画を作成し、中長期的な観点から課題に取り組んでおり、中長期計画の達成目標は、県の長期計画に関連して年間利用者数52,500人と設定されている。

今後、中長期計画を基礎に年度計画を作成し、着実に実行していくことが求められるが、年間利用者数以外の達成目標についても、できる限り数値目標も含めて具体的に示す必要がある。

② 評価指標の設定

九重青少年の家が施設の設置目的や県の基本政策に沿った専門的な機能を十分に発揮していることを示すためには、施設の成果をより適切に示す評価システムを整備する必要があり、数値で示すことができる部分については、できる限り、評価指標を設定することが求められる。また、数値で直接測れない事業や数値評価に適さない事業については、事業成果についての内容の検討等が必要となる。

九重青少年の家では、県教育委員会の長期計画との関係から、年間利用者数が評価指標として設定されているが、年間利用者数は総合的な評価指標として最もわかりやすい指標であるが、総合的な指標だけで施設全体（施設が実施する専門的な事業と施設の利活用の両面）を評価することは難しい。

施設の利用については、利用者の満足度等の質の面も含めた目標を設定する必要があり、また、主催事業についても、できるかぎり評価指標（目標）を設定し、中長期事業計画にあわせて評価指標を体系的に整理する必要がある。

特に、「担当者の指導・助言は役立ったか」についての満足度は、施設の利用においても施設職員の専門性が発揮されているかを測る観点から重要と思われる。

③ 評価方法と改善への取り組み

九重青少年の家では、施設の利用者や主催事業の参加者に対して、「（施設の利

用、事業参加の) 目的は達成できたか」「(本施設を) また利用したいか」等の総合的な評価を含むアンケート調査を毎回実施し、満足度を統計的に把握しているが、「担当者の指導・助言は役立ったか」についての満足度を調査する必要がある。

また、アンケートの個別事項の結果や要望事項について集約し、対応可能な事項については迅速に対応している。

更に、対応できなかったことを含めて対応状況を記録しており、情報を共有するとともに、改善についての進捗管理が行なわれている。

(3) 今後の事業のあり方の検討

九重青少年の家は、施設の基本方針にしたがって、「青少年の健全育成、生涯学習の推進」に貢献してきたが、行政をとりまく環境が大きく変化するなかで、現在の事業を前提とした評価と改善を行うと同時に、今後の事業のあり方をゼロベースから検討することも必要となる。

今後の事業のあり方の検討では、環境の変化に対応した事業の見直しや効率化を図るため、「事業内容等」「事業の実施方法」の両面から検討を行う必要がある。

「事業内容等の検討」では、環境の変化を踏まえて、県が実施する必要性を再度検討し、相対的に必要性が低下したと考えられる事業については、事業の廃止や内容の変更を行うことで、新しいニーズに対応した事業へと移行していくことが求められる。

「事業の実施方法の検討」では、県が実施する必要がある事業であっても、事業の企画から実施までの全ての業務を県が担うのではなく、民間等へのアウトソーシングや市町村等との連携を図る等、事業の中核部分を除く業務の一部を他に委ねることで、事業を効果的、効率的に実施していくことや事業の裾野を広げていく方法を検討する必要がある。

① 受け入れ事業 (施設の利用に関する事業)

受け入れ事業については、教育機関等との連携が図られ、教育的効果の高い事業が実施されていることが、施設の事業内容や施設利用者に対するアンケート結果*等から判断できることから、県が当事業を実施する意義が認められる。

当事業の実施方法については、他の自治体では、集団宿泊体験型の社会教育施設としての要件を明確にしたうえで、全面的に民間等へアウトソーシングする指定管理者制度の導入事例もみられることから、多様な実施方法が可能性として考えられる状況となっている。

現在は、施設の専門職員の助言・指導が当該施設の利用者にとって有益であり、集

団宿泊体験型の社会教育施設としての機能向上が十分に図られていることが施設利用者に対するアンケート結果*等から判断できることや学校教育との連携が十分に図られていること等から、県が当事業を直接実施することの意義が認められるが、今後も、県が当事業を直接実施していくには、より教育的効果の高い事業を学校教育と連携しながら実施していく等、県直営の社会教育施設としての役割を明確にした事業内容と成果が求められる。

*例えば、平成18年度に施設を研修として利用した指導者の96%が当該施設を利用する目的を達成できたとしている (十分達成した52%、ある程度達成した44%)。

② 主催事業

主催事業のうち、教育機関等と連携して行う「森林環境学習指導者養成・実践セミナー」「くじゅう・エコキッズ」事業、教育的効果が期待される「集まれ! わんぱく冒険家」事業は、学校教育における体験学習施設としての機能が十分に発揮されていることが、事業評価*や事業参加者に対するアンケート調査等の結果から判断できることから、県が実施する意義が認められる。

「体感! くじゅうの自然」「みんなの広場inくじゅう」「施設開放」等、一般も対象とする事業や施設開放等については、当施設では利用者層の拡大、地域貢献等の要請から多様な事業を実施していくことも求められるが、県直営の社会教育施設としての役割に応じた事業内容とより客観的な成果の検証が必要となる。

事業の実施方法については、受け入れ事業と同様に、全面的なアウトソーシングを含む多様な実施方法が可能性として考えられるが、現在は学校教育との連携によって教育的効果*が発揮されていること等から、県が直接実施する意義が認められる。

今後、多様化複雑化する教育に対する社会的ニーズに対応していくためには、県が事業の企画等の中核的な業務を担い、「登山講座」「環境講座」「森林環境学習指導者養成・実践セミナー」でのNPOとの連携等、現在行われている連携やアウトソーシングを他の事業にも進めていくことで、効果的、効率的な事業の実施体制を整備していくことが求められる。

*例えば、九州大学による「集まれ! わんぱく冒険家」事業に参加した児童の心理的影響をアンケート等によって調査した報告書が作成されている。

事業のあり方検討結果

事業内容等の検討	事業の実施方法の検討

受け入れ事業 (施設の利用に 関する事業)	現在の事業内容や評価結果から、県が当事業を実施する意義が認められる。	全面的なアウトソーシングを含む多様な実施方法が可能性として考えられるが、現在では利用者へのアンケート結果や学校教育との連携等から、県が直接実施する意義が認められる。 今後県が当事業を直接実施していくには、県直営の社会教育施設としての役割を明確にした事業内容と成果が求められる。
主催事業	高い教育的効果が期待される事業については、県が当事業を実施する意義が認められる。 一般も対象とする事業等については、県直営の社会教育施設としての役割に応じた事業内容とより客観的な成果の検証が必要となる。	現在は学校教育との連携によって教育効果が発揮されていること等から、県が直接実施する意義が認められる。 県が事業の企画等の中核的な業務を担うと同時に、現在行われている連携等を他の事業にも進めていくことで、効果的、効率的な事業の実施体制を整備していくことが求められる。

包括外部監査の結果報告書
(補助金及び貸付金について)
＜過去の包括外部監査の結果に対する措置状況について＞
目次

第1. 外部監査の概要	125
1. 外部監査の種類	125
2. 選定した特定の事件（テーマ）	125
3. 事件として選定した理由	126
4. 監査対象の選定と監査手続の概要	126
5. 外部監査の実施状況	128
6. 外部監査従事者	128
7. 利害関係	128
8. その他	128
第2. 監査結果と意見の要約	128

1. 監査結果・意見一覧表	128
2. 監査結果・意見の概要	129
第3. 個別報告書	136
1. 農地保有合理化事業	136
2. 園芸農業構造改革対策事業	139
3. 活力ある水田農業振興対策事業	142
4. 農業経営構造対策事業	144
5. 担い手育成畜産基盤総合整備事業	146
6. 大分県林業公社に対する諸経費補助金等	148
7. 林業・木材産業構造改革事業	150
8. 県単補助林道事業	152
9. 大分県沿岸漁場基盤整備事業	154
10. 漁業近代化資金利子補給費補助	156
11. 大分県環境保全センター補助	158
12. 大分県防災行政無線運営協議会負担金	161
13. 大分県私立学校教職員退職財団補助	162
14. 離島航路事業費補助	163
15. 耶馬溪ダム管理費負担金	165
16. 労働者生活協同組合住宅事業運営資金	167
17. 農山漁村女性・若者活動支援資金	167
18. 農業改良資金	170
19. 林業・木材産業改善資金	171
第1 外部監査の概要	
1. 外部監査の種類	
地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査	
2. 選定した特定の事件（テーマ）	
(1) 外部監査対象 補助金及び貸付金について (過去の包括外部監査の結果に対する措置状況について)	
(2) 外部監査対象期間 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日 (但し、必要に応じて過年度に遡り、また平成18年度予算も参考とする。)	